

務を監督する都道府県知事に對し、意見求め、又は調査を囑託することができる。

(略)

第五六条の二六 削除 改正により消された。

第五六条の一七 検査役の選任 ① (略)

② 第六十六條十四及第五十五條の十五の規定は、前項の規定に依り裁判官が検査を選任した場合には適用する。この場合に於て、同条「清らか及び堅固であるのは、医療法人及び検査役」と読替せるものとする。

改正後の第五六条の一六

第五七条 合併 ① 社団法人の医療法人は、総社員同意があるときは、他の社団法人たる医療法人又は財団法人の医療法人と合併することができる。

② 財団法人たる医療法人は、寄附附存に合併することができるが、目的の定めのある場合には、他の社団法人たる医療法人又は財団法人の医療法人と合併することができない。

③ 財団法人たる医療法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意をなければならない。ただし、寄附附存に別定の定めがある場合は、この限りでない。

④ 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する医療法人又は合併に依り設立する医療法人は、それぞれ当該各号で定める種類の医療法人と合併しなければならない。

一 合併する医療法人が社団法人の医療法人のみである場合

二 合併する医療法人が社団法人の医療法人のみである場合

三 合併する医療法人が財団法人の医療法人のみである場合

財団法人たる医療法人が合併するに當り、その効力を生じない。

⑤ 第五十五條の二七の規定は、前項の認許について準用する。

⑥ 第五十五條七項の規定は、前項の認許について準用する。

改正により消された。

第五八条(財産目録等の作成) 医療法人は、前条第五項に規定する都府県知事の認可を受けたときは、その認可を通知しなければならない。前項に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

改正により消された。

第五九条 債權者の異議 ① 医療法人は、前条の期間内に、その債權者に対し、異議ある者は、その認可を通知するべき旨を公告し、且つ、判明しない債權者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を過ぎたときである。

② 債權者が前項の期間内に合併を對して異議を述べなかつたときは、合併が異議を述べたときとみなす。

③ 債權者は相の担保を供し、又はその債權者より返済を受けざることを求め、又は、医療法人は、これに返済をし、

することを目的として自己会計若しくは自己記業務若しくは自己資金を金融機関に当分の財産を信託しなければならない。ただし、合併し、又は合併するに当る債権を害するおそれがないときは、この限りでない。

改正により附則した。

第六〇条（合併による医療法人の設立事務） 合併によつて医療法人の合併を設立する場合には、定款の作製又は寄附若しくはその他の医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行ななければならない。改正により附則した。

第六一条（権利義務の承継） 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人のその権利義務、当該医療法人がその事業を営むに關し行方する認可その他の処分について有する権利義務を含む、を承継する。改正により附則した。

第六二条（合併の効力の発生）（併合は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所若しくは又は他の政治的定款の定るところによつて登記をすることによつて、その効力を生ずる。改正により附則した。

第八節（第五十七条 第六二条の三）（改正により追加）

第六節（監督）（改正後の第九節）

第六六条の三（都道府県事長の意見陳述） 関係都道府県知事は、医療療養施設が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の所在地の都道府県知事である時、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事以外を有するものをいう。当該医療法人に對して必要な措置をとることが必要であると認めるときは、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事に對し、その意見を述べることができる。

第六七条（併合の機会の付与等） ① 都道府県知事は、第四項の第六項、第十五条第六項若しくは第五十七条第四項の規定により認可をしない処分をし、又は第六十四条第四項の規定により役員解任を勧告するに付たときは、当該該項の名称又は当該該項の相手方に對し、その指名した職員又はその他の者に対して、都道府県知事を与えなければならない。この場合における合併する機会を、当該該項の指名人又は当該該項の相手方と對し、あらかじめ、書面をもつて、併合を通知するべき日時、場所等の当該該項又は對し当該該項若しくは、き事由を通知しなければならない。

②（略）

第六八条（一般入法の用） 一般社団法及び一般財団法人に

関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条、第七十八条、第百五十八条及び第百六十四条並びに会社法第百六十二条、第百六十四条（第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、医療法人について準用する。この場合において、同法第百六十四条中「社員に分配する」とあるのは「残余財産の帰属すべき者又は国庫に帰属させる」と読み替えるものとする。

第七六条（同前）（往書略）

新二・二（略）

新二（改正により追加）

新四（改正により追加）法七四第二条による改正後の五

三 第五十条第三項又は第五十一（条）第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法七四第二条による改正後の六）

四 第五十一条の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき（改正により削られた）

五十七（略）法七四第二条による改正後の七十九

新九・十（改正により追加）法七四第二条による改正後の十・十一

八 第五十八条又は第五十九条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき（改正により削られた）

九・十（略）法七四第二条による改正後の十二・十三

（法七四第二条による改正後の第九二条）